

西播磨水道企業団技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 取組方針の策定の目的

今日の地方公共団体の技能労務職員は、民間事業の従業員と比べて職務内容が類似しているにもかかわらず給与が高額ではないかという厳しい批判や指摘がなされているところです。西播磨水道企業団においても、この指摘を真摯に受けとめると共に、技能労務職員の給与等について適正な給与制度の確立と運用を行うためこのような取組方針を策定しました。

2 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与

西播磨水道企業団		
職 種	平均年齢	平均給与月額
技能員及び機械操作員	38.4歳	288,900円

※ 西播磨水道企業団のデータは、平成19年4月1日現在のもので、「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。

(2) 年齢別職員数

(平成19年4月1日現在)

区 分	～27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	計
人 数	2 人	1 人	1 人	0 人	0 人	1 人	3 人	0 人	0 人	8 人

(3) 給与に関する事項

ア 給料表について

行政職給料表(二)の給料表を適用しています。また、職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

イ 技能労務職員の手当について

平成18年4月1日から技能労務職の特殊勤務手当にあたる現場監督業務従事手当を廃止しました。

ウ 昇給基準について

毎年1月1日に、勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える技能労務職員にあっては2号給)を標準として昇給しています。

3 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

これまでも、社会経済情勢や民間事業の従事者の給与等の均衡に留意しながら毎年人事院勧告に従った対応に努め給与の適正化を図ってきたところですが、住民の理解と納得を得るため、積極的に情報の提供を図りながら、現状分析と課題抽出を行い、適正化に向けた取組を推進していきます。

4 具体的な取組内容

平成18年4月1日に技能労務職の特殊勤務手当を廃止しました。また、昇給についても、平成18年度に新たに西播磨水道企業団勤務成績評定要領(定期評定)を策定しており、公正な勤務成績の評定を実施し、勤務成績を昇給に反映したものとしています。

5 その他

公務員給与や定員の適正化が叫ばれて久しく、また、現在の企業団の厳しい財政状況の現状に鑑みると給与の見直しや職員の削減は避けられないところですが、災害対策及び住民サービスの向上を考慮すると、現在の人員は必要最小限であり、減員はできないと考えています。今後は、限られた人員の中で、業務内容の充実を図るよう努力していきます。